

記載例

許可申請書
道路占用協議

工事開始の10日前までに提出してください

道路の、どの位置に、どのようなものが、占用するか。道路復旧が的確に行われるか。を重点に審査します。

新規 更新 変更 (番号) 年 月 日

伊那市長 殿

令和**年 4月 1日

〒396-8617

申請者は占用物件の所有者で、通常工事費用を負担する方です。

住所 伊那市下新田3050番地
氏名 伊那 太郎 (伊那印)
TEL 75-0111

施工業者の担当者・連絡先を、必ず記載してください。

担当者 監理建設(株)道路河川課 天竜 誠
TEL 0265-78-4111 内線2512

道路法 第32条 第35条 の規定により 許可を申請 協議 します。

規模・数量は、道路敷を占用物件がどれだけ占用するのか、明確に記入してください。添付の平面図と必ず整合してください。

占用の目的	上水道給水管布設工事のため 路線名は管理係に確認してください。		
占用の場所	路線名	環状南線(0125) (車道・歩道・その他) (道路のり面)	
	場所	道路に隣接する土地の地番(又は道路の地番)を記入してください。 伊那市下新田3050番地 先	
占用物件	名称	規模	数量
	水道管	HIVPφ25mm	L(延長)=2.5m
占用の期間	令和**年 3月31日まで	許可日から10年間	占用物件の構造 耐衝撃性硬質塩化ビニル管
工事の期間	令和**年 4月5日まで	5日間	工事实施の方法 全面通行止
道路の復旧方法	工事完了後、完全に転圧整地を行う。舗装は仮復旧、本復旧を行う。		添付書類 位置図、平面図、断面図、同意書、写真、公図
備考	実際の工事期間を記入してください。		
占用期間は、水道管、下水道管、ガスパイプ、電柱・電線類、通信線、公衆電話、石油パイプラインは10年以内、その他は5年以内で、年度単位で許可します。		その他の工事の実施方法 片側通行止 車両通行止 大型自動車通行止	

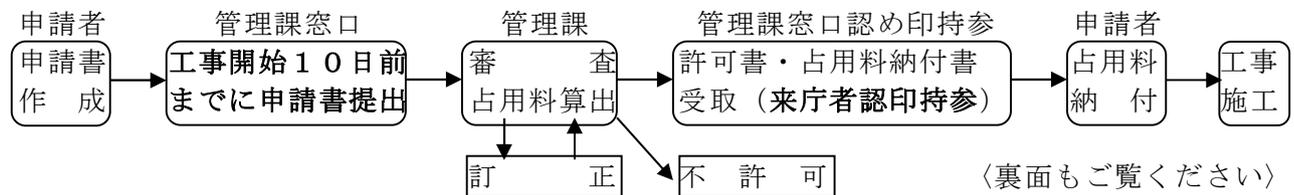
記載要領(省略)

道路占用許可申請について

市道の敷地に給水管、下水道管を埋設したり、出入口や看板を設置するなど道路を占用する場合は、道路法第32条の規定により道路占用許可を受けなければなりません。

国道・県道の場合は、伊那建設事務所維持管理課管理係(伊那合同庁舎4F TEL76-6847)に申請してください。

1. 申請から許可までの流れ 申請後、許可書の発行までは、通常1週間くらいかかります。



〈裏面もご覧ください〉

2. 申請書の作成について～申請書は正本、副本あわせて2部提出してください。

○必要な添付書類〈両面コピーなど書類削減にご協力ください。〉

- ・位置図（住宅地図など申請場所の案内図となるもの）
- ・平面図（方位、縮尺が明確な図面で、占用物件の位置、占用面積計算、道路と民地の境界が明確なもの）〈伊那市道路台帳図の写し(A、1枚50円)も積極的にご利用をお願いします。〉
- ・構造図（縮尺が明確な横断図または立面図。道路掘削を伴うものは、道路復旧について明確にすること。）
- ・公図写し
- ・申請行為が他の行政庁の許認可、処分が必要な場合はその許可証の写し等
- ・申請行為に特別な利害関係人がある場合はその意見書（合併浄化槽処理水の道路側溝へ放流で放流先が農業用水路の場合、その管理者である土地改良区や管理組合の同意書など）
- ・写真(現況が分かるもの)
- ・その他市長が必要とする書類

○主な道路占用基準〈長野県の道路占用許可基準、道路自営工事承認基準に準拠します。〉

- ・家屋・事業所から道路への出入口は、原則1箇所とする。出入口の幅員は、通常の出入りが乗用・小型貨物自動車等（乗車定員10人以下、車両総重量3.5t以下）の個人住宅等は6m以下、普通貨物自動車等（車両総重量6.5t以下）の店舗、工場等は8m以下とする。
- ・出入口の舗装構成は、車道の舗装構成と同等とし、または占用工事復旧基準による。なお、歩行者等の出入りに限られるアスファルト舗装は、表層3cm、路盤10cmとする。
- ・出入口が道路側溝を横断する場合、既設の側溝断面、流水を阻害してはならない。そのおそれのある場合は、既存と同等以上の材料で前後の影響範囲まで布設替えを行うこと。
- ・出入口以外の場所から自動車が出入りすることを防止するため、必要に応じ民地側に駒止等を設置すること。
- ・広告塔、立看板、著名地点の案内板等の占用は、国、地方公共団体等が公共・公益の目的で設置するものに限り認める。また、道路区域内に突出する看板は自家用看板に限り、長野県景観条例の規制を受ける。
- ・水管、下水道管〈各戸取付管〉の占用は、管の頂部と路面との距離は1.2m（やむを得ない場合は0.6m）以下としないこと。
- ・家庭雑排水の道路側溝への放流は認めない。ただし、合併処理浄化槽の処理水は公益上やむを得ない場合は認めることができる。

3. 占用料について

許可日から30日以内に納付してください。次年度以降の納付書は、毎年4月に郵送します。選挙用立札、公共の通路、個人住宅の出入口、農地の出入口、水道管、ガス管、下水道管などは条例により占用料が減免されます。

4. 道路復旧について 占用工事復旧基準により、適切に自主復旧を行ってください。

5. その他

- ・工事の実施に通行止めが伴う場合は、無許可工事を防止し道路使用について意見書をただちに発行するため、道路使用許可申請書に、道路占用許可書の写しを添付してください。
- ・赤線などの認定外道路や、青線、用悪水路等の敷地を占用する場合は、伊那市公共物管理条例の許可（水路占用）を申請してください。
- ・占有者は、占有物件を常時良好な状態に保つよう管理し、通路の構造・交通に支障を及ぼさないようにしてください。
- ・占有期間が満了した場合、更新しようとするときは、あらかじめ道路占用更新許可申請書を提出してください。